

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 1 5 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護現場におけるハラスメントに関する
介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省老健局振興課より、標記の件につきまして事務連絡がありましたので、情報提供いたします。別添通知文書をご確認の上、事業所等におけるハラスメントに関する研修の実施にお役立ていただきますようお願いいたします。

記

1. 添付文書

介護保険最新情報 Vol.833

介護現場におけるハラスメントに関する介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について

2. 参考

（厚生労働省ホームページ）

- ・「介護現場におけるハラスメント対策」のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

- ・介護現場におけるハラスメント対策マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/12305000/000532737.pdf>

（YouTube：厚生労働省チャンネル）

- ・介護現場におけるハラスメントに関する研修（職員向け研修動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=Nom21n4bukl>

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)